社会福祉法人宮城厚生福祉会 役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宮城厚生福祉会役員等報酬・費用弁償規程に基づき、 常勤役員及び兼務役員の報酬に関する定めを行うものである。

(常勤役員報酬月額)

第2条 常勤役員の報酬月額は以下のとおり定める。

常勤理事長月額 65万円業務執行理事(
業務執行理事(その他の兼務)月額 62万円業務執行理事(その他の兼務)月額 57万円

(役員報酬の総額)

第3条 役員等報酬・費用弁償規程第3条1項及び第6条に定める役員報酬の年間総額は 以下のとおり定める。

理事役員報酬 16,000,000円 監事役員報酬 400,000円

附則

この規程は、2017年10月1日より施行する。

この規程は、2018年6月15日より施行する。

この規程は、2021年6月18日より施行する。

この規則は、2022年6月17日より施行する。

この規則は、2023年5月25日より施行する。